

山梨大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議 令和 2年 7月20日

改正 令和 2年 9月 8日

改正 令和 2年11月 2日

## 2020年後期における授業実施方針について(教員用)

### (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生・教職員の健康・安全面を考慮し、2020年度後期における授業等は原則として以下のように実施します。

#### I.【新しい生活様式の実践】

##### 1. 一人ひとりの基本的感染対策

- (1) 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
- (2) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- (3) 外出時や屋内でも会話をするとき、マスクを着用。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する
- (4) 自宅に帰ったらまず手や顔を洗う
- (5) 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- (6) 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。手指消毒薬の使用も可
- (7) 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

##### 2. 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- (1) まめに手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底
- (2) こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- (3) 身体的距離の確保
- (4) 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- (5) 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- (6) 毎朝の体温測定(37.0度未満)、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

##### 3. 移動に関する感染対策

- (1) 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- (2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も
- (3) 地域の感染状況に注意する

#### II.【授業実施に係る基本方針】

1. 学年暦の変更により、10月9日より後期授業開始とする
2. 実験・実習・実技・演習などを除き、講義科目は、「オンライン授業」を推奨する。ただし、対面授業の実施が適切と判断される場合においては、臨時定員の範囲内で対面授業を実施することができる
3. 専門科目等で、オンライン授業と対面での授業が混在する場合は、当該教育プログラム(当該学科等)で状況を把握するとともに、学生の過度の負担とならないように配慮する
4. 状況が再度悪化した場合、講義科目等はすべて原則「オンライン授業」に戻す

### Ⅲ.【講義等の実施に係る方針】

1. 各教育プログラムは、オンライン授業の実施状況と履修学生の状況を把握し、必要に応じて全学で情報共有しつつ、個々の課題を解決すること
2. オンライン授業においても、シラバスに記載した到達目標を達成できるように適切に授業設計を行うこと
3. 達成度評価については、学期中間や学期末における通常の筆記試験を用いた「総括的な評価」に固執することなく、オンライン試験の実施や小レポートの活用により複数回にわたって授業の理解度の把握に努め、随時適切なフィードバックを行うことにより学習目標の達成をめざす「形成的な評価」を試みる等、到達目標に応じた適切な達成度評価手法を選択すること  
この際、学生間に不公平が生じないように、十分に配慮すること
4. オンライン授業においても10月9日から2月5日の期間は、時間割に決められた曜日・時限・教室等は当該授業で利用してよい
5. オンライン授業を自宅等で受講できない履修学生は、学内のWi-Fi環境を利用して受講するものとする
6. 臨時定員以下の履修学生は、当該授業の正規の実施時間・教室でオンライン授業をすることも可能とする（但し、諸般の事情により、教室を移動してもらうこともあり得る）  
この際、両隣・前後の席を空けて、学生間に十分な距離を取るよう配慮するとともに、換気にも充分注意すること  
教室利用希望者が多く臨時定員を超える場合には、隔週でオンラインと対面を切り替えさせるなど、授業担当教員が適宜調整すること
7. 授業回数のカウントは、授業内容によって担当教員が弾力的に判断すること
8. 著作権について十分に配慮すること  
学生にも著作権の順守を求め、講義動画の録画や学生間・インターネット上での共有を決して行わないように指導すること
9. オンライン授業の実施については、大学教育センターで情報提供とサポートを実施する

### Ⅳ.【実験、実技、実習、演習等の実施に係る方針】

1. 学部・研究科等の各種教育プログラムの実情に応じて様々な工夫を凝らし、前述Ⅰ.【新しい生活様式】が常に保たれた環境を厳密に確保した上で、細心の注意を払って実施すること
2. 状況が一層悪化し、学生を一か所に集めて実施できなくなった場合の対策も各プログラムにおいて検討しておくこと

### Ⅴ.【その他】

1. やむを得ない事情で授業（オンライン授業も含める）が実施できない場合、レポート・研究課題を課す、休日を利用して授業をおこなうなど、授業担当教員の裁量と責任により、授業と同等の教育を実施し、その質を保証すること
2. 教育効果を確保し、各授業の到達目標を達成できるよう、事前・事後の学修課題を適切に課すことに努めること
3. 本方針はあくまでも原則であり、授業内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず授業を実施することができる。その場合には、授業担当教員の責

任において、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底的におこなうこと

4. 新型コロナウイルス感染症の状況の変化に伴い、本方針を見直す場合があり得る